

会 議 記 録

会議名称	第3回 区立保育園のあり方検討部会
日時	令和7年6月23日(月) 10時00分から11時10分
場所	庁議室(東棟4階)
委員名	子ども家庭部長 : 松 沢 智 子ども家庭部 保育課長 : 青 木 博 巳 保健福祉部 障害児支援担当課長 : 矢 花 伸 二 子ども家庭部 管理課長 : 倉 島 恭 一 子ども家庭部 保育施設担当課長 : 森 田 龍 一 区民生活部 区民課 調整担当係長 : 池 田 昇 弘 子ども家庭部 保育課 保育支援係長 : 榊 原 恭 子 子ども家庭部 保育課 保育巡回支援担当係長 : 武 井 直 子 杉並区立成田保育園長 : 金 子 美 香 杉並区立西荻北保育園長 : 田 中 巨 杉並区立下井草保育園長 : 田 村 順 香 杉並区立阿佐谷東保育園主査 : 佐 藤 裕 子 杉並区立松ノ木保育園 : 愛 澤 早 苗
事務局 職員	子ども家庭部 保育課 管理係長 : 佐々木 俊 和 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係長 : 庄 子 隆 史 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 : 川 崎 航 祐 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 : 渡 部 隆 介
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 「こども誰でも通園制度の実施(専用室独立実施)について」 ・資料2 「保育士にとって0歳児保育が重要な理由」 ・資料3 「こども誰でも通園制度(専用室独立実施×在園児合同)について」 ・資料4 「訪問看護ステーションを活用した他自治体の事例について」 ・資料5 「一時預かり事業実施施設の配置図及び子育てサポートセンターの廃止経過について」 ・資料6 「区立保育園のあり方検討に基づく取組期間について」 ・参考資料1 「第2回区立保育園のあり方検討部会会議記録」 ・参考資料2 「具体化する取組について」(5月27日開催第2回区立保育園のあり方検討部会配布資料)
会議次第	1 在宅子育て家庭に対する支援(こども誰でも通園制度)の方向性 2 その他の役割の方向性 3 取組期間について 4 その他

1 在宅子育て家庭に対する支援（こども誰でも通園制度）の方向性

事務局が資料1・3に基づき、こども誰でも通園制度の実施案を説明した。また、委員が資料2に基づき、0歳児保育の重要性を説明した。その後、以下のとおり、審議・決定した。

○主な審議・決定事項

- ・こども誰でも通園制度の提供体制の確保と、0歳児保育の実施園数の維持という2つの要素を考慮し、専用室独立実施と在園児合同を実施する園を組み合わせる案が良いと思う。
- ・専用室独立実施の園として、上荻保育園と久我山保育園が選定されているが、年末保育の実施に差し支えはないか。
- ・年末保育については、荻窪東保育園が上荻保育園を代替できるため、案のとおり、上荻保育園を専用室独立実施の園として良いのではないか。
- ・0歳児定員の充足状況を踏まえ、今川保育園を高井戸東保育園、久我山保育園を本天沼保育園に変更した方が良いのではないか。

<決定事項>

- ▶令和8年度の本格実施に合わせて、区立保育園におけるこども誰でも通園制度の実施園を19園に拡大する。
- ▶実施方法は、専用室独立実施を4園、在園児合同を15園とする。
- ▶専用室独立実施の4園は、上荻保育園、高井戸東保育園、堀ノ内保育園、本天沼保育園とする。

2 その他の役割の方向性

事務局が資料4・5及び参考資料2に基づき、その他の役割を説明した。その後、以下のとおり、審議・決定した。

○主な審議・決定事項

(1) 多様な支援ニーズへの対応

- ・案1-1と案1-2共に、訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れを、看護師を配置する区立保育園全園に拡大することを見据えているため、比較的導入が容易な案1-1を採用してはどうか。
- ・参考資料2に対象年齢「1歳児以上」とあるが、区立保育園医療的ケア実施ガイドラインに準拠し、3歳児以上とした方が良いと思う。

<決定事項>

- ▶障害児指定園1～2園を対象として、令和8年度に訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れを試行実施する。

(2) 緊急時のセーフティネット

- ・案に異論はないが、震災救援所で応急保育を行うことができる部屋を確保できるのか、

疑問を抱いている。

- ・令和6年度に応急保育のマニュアルを作成するに当たり、防災課と打ち合わせを行ってきた。今後は、各震災救援所の訓練に保育士が参加できるように調整していく。また、区立保育園27園が、震災救援所65か所でどのように応急保育を実施していくかを検討することが課題と考えている。

<決定事項>

- ▶事務局案のとおり、発災時・不測の事態等における保育継続体制を整備する。

(3) その他（子育てサポートセンターの廃止）

<決定事項>

- ▶事務局案のとおり、令和7年度末に子育てサポートセンターを廃止する。

3 取組期間について

事務局が資料6に基づき、実施期間を説明した。その後、以下の通り審議・決定した。

○主な審議・決定事項

- ・令和8年度に、ガイドライン改訂検討とあるが、令和7年度中に医療的ケア保育検討会において、区立保育園医療的ケア実施ガイドラインを改訂する件とは、別に必要との認識か。

→現在のガイドラインは、訪問看護ステーションの活用を前提としていない基準となっている。試行実施を実施する中で、受入れに係る要件等を精査し、必要な内容をガイドラインで定めることを想定している。

- ・実施期間は、保育を取り巻く環境が著しく変化していることを踏まえ、10年間ではなく、5年間とした方が良いのではないか。

<決定事項>

- ▶各取組の期間について、令和8年度から令和12年度までの5年間を各取組の期間とする。

4 その他

○次回のスケジュールを確認した。

- ・第4回区立保育園のあり方検討部会

日時：7月22日（火）13：10～

場所：杉並区役所本庁舎東棟4階庁議室

○次回のあり方検討部会までの検討事項を確認した。

- ・最終報告書案について、次回開催までに作成した上で、資料を送付する。